

IV 參 考 資 料

○岡山市こころの健康センター条例

平成20年12月25日

市条例第93号

改正 平成26年3月25日市条例第35号

平成31年3月19日市条例第30号

(設置)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する精神保健福祉センターとして、岡山市北区鹿田町一丁目1番1号に岡山市こころの健康センター(以下「センター」という。)を設置する。

(業務)

第2条 センターは、法第6条第2項各号に掲げる業務のほか、次の業務を行う。

- (1) 法第6条第2項第2号に規定する業務に付随する診療
- (2) 前号に掲げるもののほか、センターの運営に関し市長が必要があると認める業務
(使用料及び手数料)

第3条 センターにおける診療その他の業務(以下「診療等」という。)については使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)を徴収する。

2 使用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法により算定した額
- (2) 前号の規定により使用料を算定する場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税が課されるものについての使用料の額は、同号の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

3 手数料の額は、規則で定める額とする。

(使用料等の徴収)

第4条 使用料等は、診療等の実施の都度徴収する。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(審査委員会の設置等)

第6条 法第6条第2項第4号に掲げる事項について審査するため、岡山市自立支援医療費(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

- 2 審査委員会は、委員7人以内をもって組織する。
- 3 委員は、精神保健福祉に造詣の深い医師のうちから、市長が委嘱する。
- 4 審査委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 5 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 7 審査委員会は、案件の審査を行うため、1又は2以上の部会を置くことができる。
- 8 部会は、3人以上の委員で構成するものとし、委員の重複を妨げない。
- 9 審査委員会は、部会の決議をもって、審査委員会の決議とすることができる。
- 10 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 11 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 12 会議は、非公開とする。
- 13 前各項に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って別に定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年市条例第35号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年市条例第30号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

○岡山市こころの健康センター条例施行規則

平成20年12月25日

市規則第176号

改正 平成25年3月5日市規則第48号

平成26年9月16日市規則第171号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市こころの健康センター条例(平成20年市条例第93号。以下「条例」とい
う。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 条例第3条第3項に規定する規則で定める手数料の額は、別表第1のとおりとする。

(使用料等の徴収)

第3条 条例第4条ただし書に規定する市長が特に必要があると認めるときとは、次のとおりとする。

- (1) 応急の診療を必要とし、当該診療の際に使用料等を納付させることが困難であるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長において特別の理由があると認めるとき。

(使用料等の減免)

第4条 条例第5条の規定により使用料等を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、別
表第2のとおりとする。

2 条例第5条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、使用料(手数料)減免申
請書(別記様式)により市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認
めるときは、減額又は免除について参考となる資料を添付させることができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年市規則第48号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年市規則第171号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

区分		単位	金額
文書料	簡易な診断書	1通	1,000円
	複雑な診断書		4,600円
	その他の診断書		1,700円
	その他の証明書		840円

備考

- 1 「簡易な診断書」とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付申請(更新に係るものに限る。)に必要な診断書
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく自立支援医療費の支給認定(精神障害者に係るものに限る。)の申請(更新に係るものに限る。)に必要な診断書
 - (3) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホームの入所のために必要な診断書
 - (4) 前3号に掲げる診断書に類する診断書
- 2 「複雑な診断書」とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく精神障害を支給事由とする年金の受給(新規に係るものに限る。)のために必要な診断書
 - (2) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく精神障害を支給事由とする年金の受給(新規に係るものに限る。)のために必要な診断書
 - (3) 生命保険契約上必要な診断書
 - (4) 自動車損害賠償責任保険契約上必要な診断書
 - (5) 病状調査書
 - (6) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判のために必要な精神の状況に関する診断書
 - (7) 死体検案書
 - (8) 前各号に掲げる診断書に類する診断書
- 3 「その他の診断書」とは、前2項以外の診断書をいう。

別表第2(第4条関係)

減額又は免除することができる場合	減額又は免除の別及びその額
生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護 又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) による支援給付を受けている者である場合	全額免除
その他市長が特に必要と認める場合	全額免除又は市長が必要と認める額

別記様式(第4条関係)

使用料(手数料)減免申請書

年　月　日

岡山市長　　様

申請者　住所

氏名　　　　　印

次のとおり使用料(手数料)を減額(免除)してくださるよう岡山市こころの健康センター条例施行規則(平成20年市規則第176号)第4条第2項の規定により申請します。

記

1 減額(免除)を受けようとする使用料(手数料)の種別及び内容

2 減額(免除)を受けようとする金額

3 減額(免除)を必要とする理由

○岡山市精神保健福祉に関する審議会設置条例

平成23年3月16日

市条例第24号

岡山市精神保健福祉審議会条例(平成20年市条例第91号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する事項の調査審議を分掌して行わせるため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第9条第1項の規定に基づき、次に掲げる審議会を設置する。

- (1) 岡山市精神保健福祉審議会(以下「精神保健審議会」という。)
- (2) 岡山市思春期精神保健審議会(以下「思春期審議会」という。)
- (3) 岡山市依存・嗜癖関連問題対策審議会(以下「依存・嗜癖審議会」という。)
- (4) 岡山市精神障害者地域支援対策審議会(以下「地域支援審議会」という。)

(精神保健審議会)

第2条 精神保健審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 前条第2号から第4号までに掲げる審議会の所掌に係る事項を除く精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める専門的事項

2 精神保健審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
 - (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
 - (3) 精神障害者の社会復帰、自立及び社会経済活動参加の促進を図るための事業に従事する者
- (思春期審議会)

第3条 思春期審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 思春期における精神保健、精神医療及び福祉の円滑な推進に関すること。
- (2) 思春期における心の健康づくり、心の健康問題等に係る施策等について専門的見地での評価等に関すること。
- (3) その他思春期における精神保健、精神医療及び福祉に関する重要事項

2 思春期審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 思春期における精神保健及び福祉に関し学識経験のある者
 - (2) 思春期の精神医療に関する事業に従事する者
 - (3) 法律に関し学識経験を有する者
 - (4) 青少年の自立及び社会活動への参加の促進を図るための事業に従事する者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) その他市長が適当と認める者
- (依存・嗜癖審議会)

第4条 依存・嗜癖審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域における依存・嗜癖関連問題対策の推進に関すること。
- (2) 依存・嗜癖関連問題の予防対策等に係る施策等について専門的見地での評価等に関するこ
と。
- (3) その他依存・嗜癖関連問題に関する重要事項

2 依存・嗜癖審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 依存・嗜癖関連問題に関し学識経験のある者
 - (2) 依存症の医療に従事する者
 - (3) 依存症者の社会復帰を援助する事業に従事する者
 - (4) 依存症からの回復者及びその家族
 - (5) 関係行政機関の職員
- (地域支援審議会)

第5条 地域支援審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 精神障害者の地域移行・地域定着支援の円滑な推進に関すること。
- (2) 精神障害者の継続した地域生活を支える施策等について専門的見地での評価等に関するこ
と。
- (3) その他精神障害者の地域移行・地域定着支援に関する重要事項

2 地域支援審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 精神保健福祉問題に関し学識経験のある者
- (2) 精神科の医療に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰を援助する事業に従事する者

- (4) 精神障害者及びその家族
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) その他市長が適当と認める者
- (委員)

第6条 第1条各号に掲げる審議会(以下「審議会」という。)の委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第7条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(会議等)

第8条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後、最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

岡山市精神医療審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第12条の規定により設置する岡山市精神医療審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の所掌事項)

第2条 審査会は、法第12条に規定する審査のほか、次の業務を行う。

- (1) 法第14条に規定する合議体を構成する委員を定めること。
- (2) 前号に掲げるものほか、審査会及び合議体の運営に関し必要な事項を定めること。

(審査会の組織)

第3条 審査会は、委員45人以内で組織する。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(合議体)

第4条 法第14条第1項の規定により審査会に置く合議体の数は6以内とする。

- 2 合議体を構成する委員の数は次のとおりとする。
 - (1) 法第14条第2項第1号の委員(以下「医療委員」という。) 2
 - (2) 法第14条第2項第2号の委員(以下「法律家委員」という。) 2
 - (3) 法第14条第2項第3号の委員(以下「有識者委員」という。) 1
- 3 合議体は、独立して別個の案件を審査する。
- 4 合議体の円滑な運営を図るため、委員に事故ある場合に代わって審査を行う予備委員を、あらかじめ定めておくことができる。

(合議体の所掌事務)

第5条 合議体は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第38条の3第2項の規定による措置入院者及び医療保護入院者の入院の必要性及び入院形態の審査
 - (2) 法第38条の3第5項の規定による任意入院者の入院の必要性の審査
 - (3) 法第38条の4の規定による精神科病院に入院中の者又はその家族等による退院請求及び処遇改善請求の審査
- 2 前項の案件は、直近に開催される合議体により審査するものとする。ただし、第10条第1項各号に該当する等特別の事情がある場合は、会長が指定する合議体で審査するものとする。

(合議体の会議)

第6条 合議体は、会長が招集する。

- 2 合議体の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は継続審査とする。
- 3 合議体の会議は、非公開とする。

(合議体の審査)

第7条 第5条第1項第1号の審査は、法第33条第7項の規定による医療保護入院者の入院届並びに法第38条の2の規定による措置入院者の定期病状報告書及び医療保護入院者の定期病状報告書により行うものとする。

- 2 第5条第1項第2号の審査は法第38条の2第3号の規定による任意入院者の定期病状報告書により行うものとする。
- 3 第5条第1項第3号の審査は、審査を行う合議体の委員2人以上(少なくとも1人は医療委員)が当該審査に係る入院者、当該請求者、精神科病院の管理者、その代理人又は主治医及び面接を行う委員が必要と認めた場合、法第33条の4の退院後生活環境相談員並びに、入院に同意した家族等に面接し、意見聴取した記録(様式第1号)により行うものとする。ただし、やむを得ない場合には医療委員1名で対応するものとし、入院に同意した家族等については、遠隔地に居住する等面接が困難な状況にある場合は、所定の書式(様式第2号)の提出により替えるものとする。
- 4 前項の意見聴取は、当該案件が受理以前6月以内に意見聴取を行っている場合又は当該案件の内容が法第36条及び法第37条に定める処遇その他入院者の人権に直接係わる処置以外のものであって、意見聴取の必要がないと認められる場合は省略することができる。この場合において、合議体は、病院管理者に意見書(様式第3号)を提出させ、審査を行うものとする。
- 5 合議体は、必要な場合には、他の関係者から意見聴取するほか、市長に対し関係資料の提出を求め、法第38条の6の規定による報告徴収等又は実地審査を要請し、その結果について報告を求めるものとする。

第7条の2 前条の意見聴取にあたり合議体の委員は、意見聴取を受ける者に対して、合議体の審査の場で意見陳述の機会があることを告知書(様式第4号)により知らせなければならない。又、請求者が患者である場合は、当該患者に弁護士による権利擁護を受ける機会があることを意見聴取実施通知の記載(様式第5号)により知らせなければならない。

- 2 請求者、病院管理者若しくはその代理人及び合議体が認めたその他の者は、合議体の会議の場で意見を陳述することができる。ただし、請求者が患者であり前条第3項の意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見陳述の必要ないと認めた場合及び前条第4項に該当する場合は、この限りではない。
- 3 前項の場合において、請求者である患者に弁護士である代理人がおり、請求者が代理人による意見陳述を求めた場合は、合議体はこれに応じなければならない。

(電話による退院等請求の受理要請)

第8条 合議体は、精神科病院に入院中の患者からの電話相談について、第5条第1項第3号の退院等の請求として認めることが適当と判断される事例については、市長に対して当該電話相談を、退院等の請求として受理するよう求めるものとする。

(審査の終了)

第9条 第5条第1項第3号の審査は、当該請求者からの請求取下の申出があった場合又は当該患者が退院した場合には終了する。

(合議体の委員の排斥)

第10条 合議体の委員が、次に掲げるいずれかに該当する場合は、当該審査に係る議事に加わることのできないものとし、当該委員はその旨を申し出るものとする。

- (1) 当該患者が入院している精神科病院の管理者又は当該精神科病院に勤務(非常勤を含む。)している者であるとき。
- (2) 当該患者に係る直近の定期の報告に関して診察を行った精神保健指定医(入院後、定期の病状報告を行うべき期間が経過していない場合においては、当該入院に係る診察を行った精神保健指定医)であるとき。
- (3) 当該患者の家族等であるとき。
- (4) 当該患者の配偶者又は三親等以内の親族であるとき。
- (5) 当該患者の法定代理人、後見監督人又は保佐人であるとき。
- (6) 当該患者又はその家族等の代理人であるとき。

2 委員は、前項に定めるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合には、それを理由に議事に加わらないことができる。

(守秘義務)

第11条 委員は職務の執行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査結果の通知)

第12条 審査会は、審査終了後速やかに市長に審査の結果を審査結果通知書により通知するものとする。

(議事の記録)

第13条 審査会及び合議体は、出席委員及び議事内容等を記載した記録簿を作成しなければならない。

(記録簿等の保存)

第14条 前条の記録簿及び審査資料の保存は、5年とする。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、岡山市こころの健康センターにおいて行う。

附 則

この要綱は、平成21年8月6日から施行し、平成21年4月1日以降に開催される会議から適用する。

附 則(平成22年7月30日全体会議議決)

この要綱は、平成22年7月30日から施行し、改正後の第7条の2の規定は平成22年5月1日以降に受け付けた退院等請求から適用する。

附 則(平成23年9月30日全会議体議決)

この要綱は、平成23年9月30日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年7月2日全体会議議決)

この要綱は、平成24年7月2日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月10日から施行し、改正後の第3条第1項、第4条第1項、第4条第4項、第5条第1項第3号、第7条第3項、第10条第1項第3号、同項第6号の規定及び様式は平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

意見聴取記録				
		受理番号		
請求者	氏名	()	生年月日	
請求者				

病 院 管 理 者 等	<hr/>
家 族 等 関 係 者	<hr/>
特 記 事 項	
聽取年月日 年 月 日 場所 委員	

家 族 等 意 見 書

年 月 日

岡山市精神医療審査会長 様

住 所

氏 名

入院者との続柄()

受理番号	入院者氏名	入院者住所	病院名	請求事項

- #### ○ 今回の入院に至る経過及び入院後の様子について

- 退院・処遇改善(隔離室から一般病床に出たい等)請求についての現時点での家族等としての意見

- #### ○ 面会の頻度と最近の面会での様子等

家族の方へ

～「退院請求及び処遇改善請求」にかかる意見聴取について～

精神科病院へご自分の意思によらず入院（措置入院・医療保護入院）されている方は、入院に納得がいかない場合、市長に対して退院請求をすることができます。

また、精神科病院への入院では治療の上で必要とされる場合、外出・面会・電話などを制限される場合があります。このような処遇に納得のいかない方や、病院での生活や職員の対応に不満や疑問をお持ちの方は、処遇改善請求をすることができます。

市長が退院請求書や処遇改善請求書を受け取った場合、原則、市の精神医療審査会の委員が請求者（入院されている方）・家族等（医療保護入院の場合は入院に同意された方）・病院管理者（又は主治医）の3者からそれぞれご意見を伺うことになります。

これがこのたびご案内した意見聴取です。

意見聴取は別紙記載の日時・場所で行いますので、お手数ですがお越しください。どうしてもご都合がつかない場合は、同封した家族等意見書に、入院に至る経過及び入院後の様子、請求に対する意見、面会の頻度及び様子についてご記入の上、下記、岡山市こころの健康センターまでご返送ください。

意見聴取が終わりましたら、精神医療審査会の会議にかけ、請求者・家族等・病院管理者の意見を総合的に判断して、請求が妥当かどうかの審査を行い市長に報告します。その結果は家族へも文書で通知いたします。

ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1

岡山市こころの健康センター

（岡山市精神医療審査会事務局）

電話 086-803-1275

精神医療審査会とは精神保健福祉法12条に規定される、精神障害者の人権並びに適正な医療及び保護を確保するために都道府県及び政令指定都市に設置される、専門的・独立的な審査機関です。

様式第3号(第7条関係)

退院等再請求者：

年 月 日 生

前回の意見聴取後の症状及び状態像

前回意見聴取後の取り組み

退院等に対する意見

年 月 日

病院名

管理者

印

医師名

印

様式第4号（第7条の2関係）

年　月　日

様

岡山市精神医療審査会長

お知らせ

本日、意見聴取した内容については、_____年_____月_____日（____）に開催される岡山市精神医療審査会_____合議体において審査いたします。

審査結果は、審査会の日から通常1週間以内に郵便でお知らせいたします。なお、お電話でお問い合わせいただいても審査結果をお伝えすることはできません。

あなたは、希望する場合、合議体の会議において意見の陳述を行うことができます。ただし、合議体の委員がその必要ないと認めた場合はこの限りではありません。

意見陳述を希望される場合は、_____年_____月_____日（____）までに、下記にお電話してください。

連絡先　岡山市こころの健康センター

電話番号

様式第5号（第7条の2関係）

あなたは弁護士による権利擁護を受ける権利があります。あなたが代理人として弁護士を選んだ場合、その弁護士があなたのために審査会で意見を述べることもできます。

もしあなたが弁護士に相談をしたいときは下記の窓口で、年1回限り無料で弁護士の出張相談を受けられる制度があります。

リーガルエイド岡山　高齢者・障がい者支援センター
電話番号

岡山市精神科病院入院患者調査

1. 目的 受入条件が整えば退院可能な精神障害者について把握し、岡山市こころの健康センターにおける地域移行支援事業推進のための基礎資料とする。

2. 対象 岡山市内に精神科病床を有する病院 8病院
(医療観察法における入院処遇の患者を除く)

3. 調査対象者 平成29年10月31日時点で市内の全数調査を行い、以後以下を対象とした追加調査を実施。

【令和2年】

- ①平成30年（2018年）11月1日から令和元年（2019年）10月31日までに入院し、調査時点での入院を継続している者
- ②令和元年（2019年）11月1日から調査時点までに退院をした者のうち、入院日が平成30年（2018年）11月1日以前の者

【令和3年】

- ①令和元年（2019年）11月1日から令和2年（2020年）10月31日までに入院し、調査時点での入院を継続している者
- ②令和2年（2020年）11月1日から調査時点までに退院をした者のうち、入院日が令和元年（2019年）11月1日以前の者

4. 調査時点 【令和2年】令和2年10月31日

【令和3年】令和3年10月31日

5. 調査項目 調査対象者②については1)、2)、3)のみ

- 1) 氏名
- 2) 性別
- 3) 生年月日
- 4) 疾患名（選択式）
- 5) 日常生活に支障をきたしている身体疾患
- 6) 日常生活における介助の必要性
- 7) 入院形態
- 8) 在院期間
- 9) 生保受給の有無
- 10) 主治医から見た現時点での退院可能性
- 11) 退院阻害要件（選択式・3つまで）

【依存症対策事業】

(アルコール依存症啓発ポスター)

令和2年度



11月10日～16日は
アルコール関連問題啓発週間です。

岡山市こころの健康センター TEL086-803-1273

(チラシ等)

令和2年度

令和3年度



11月10日～16日は
アルコール関連問題啓発週間です。

岡山市こころの健康センター TEL086-803-1273

お酒の飲み方セルフチェック

過去に次の経験がありましたか？

- 飲酒をやめなければいけないと思ったことがありますか？
- 飲酒を批判されて、腹が立ったり苛立ったことがありますか？
- 飲酒に後ろめたい気持ちや罪悪感を持ったことがありますか？
- 紙酒や迎え酒を飲んだことがありますか？

上記のうち、2項目以上あてはまる場合は、かかりつけ医やこころの健康センターに相談しましょう。

WEB上であなた自身のお酒の飲み方をチェックすることができます。
SNAPPY-CAT で検索

URL: https://www.udb.jp/snappy_test/

ひとりで悩まず相談しましょう

アルコール相談時間	受付時間	電話
こころの健康センター	相談時間 (受付時間) 月一回 相談電話 9:00-12:00 13:00-18:00	086-803-1274 (岡山市にお住まいの方)

ご相談のみの相談も可能です

岡山市こころの健康センター
〒700-8546 岡山市北区東山町一丁目1番1号 TEL. (086) 803-1273 FAX. (086) 803-1772

新潟はほどよく飲む文化で個性的なコミュニケーションスタイルを発展させてきました。また、新潟は日本酒や焼酎などの他の飲食文化でもあります。コラボアルコール飲食文化などでのこの地域の特徴を活用して、お酒、お茶、お酒、お酒による健康増進を図ります。

お酒を飲むことで、健康増進を引き起こす効果があります。

お酒を飲むことで、健康増進につながります。

『健康経営』を目指して、
社会内研修や講義後のフォローアップでぜひご活用ください!

無料アルコール出前講座
～おいしくお酒を飲むための教室～

対象 岡山市内の企業の事業場

内容 専門医による講義とグループワーク

時期 1時間～1時間半程度

申し込み 岡山市こころの健康センターまで
お電話またはFAXにてお申し込みください。

内容や時間は相談に応じます！

参加者の声

お酒は結構の量を下すことをもう少し
意識をもたらし、仕事に集中できる
ようになら。

飲食で出た酸が改善
でも問題になり、飲食
全体の健康意識が
高まった。

アルコール出前講座受講
お酒の正しい知識を学ぶ

健康講座
基礎知識 生涯活性の向上

会社の健康経営に
つながります!!

新潟市立保健医療大学
新潟市立保健医療大学
新潟市立保健医療大学

お問い合わせ
岡山市こころの健康センター
TEL:086-803-1273/FAX:086-803-1772

お申し込みは面接にて

無料アルコール出前講座			
FAX送付先:086-803-1772			
実施申込書			
ふりがな			
事業者名			
ふりがな			
担当者氏名			
所属部署・部署			
住 所	〒 -		
電 話 号			
F A X 号			
E-mail			
開催希望日	第1希望日	第2希望日	第3希望日
参加予定人数			

(カード)

令和2年度

ギャンブルのことで生活に困っている方や
依存症かもしれないと少しでも不安がある方は、お気軽にご相談ください。

ギャンブル等依存症の簡易チェックツール(LOST)

- ギャンブルをするときには、予算や時間の制限を決めない、決めても守れない (Limitless)
- ギャンブルに勝ったときに「次のギャンブルに使おう」と考える (Once again)
- ギャンブルをしたことを誰かに隠す (Secret)
- ギャンブルに負けたときにすぐに取り返したいと思う (Take money back)

1年間を振り返り、上記のうち2項目以上当てはまる場合は、ギャンブル依存症の可能性があります。

出典：ギャンブル等依存問題を考える会

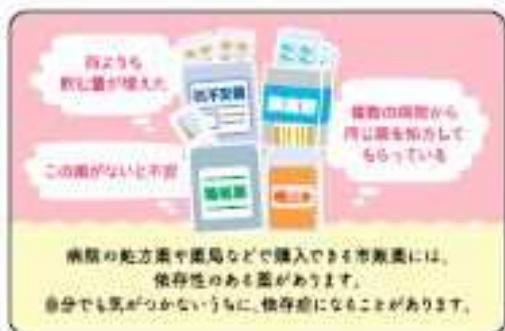
ギャンブル等依存症の簡易チェックツール（LOST）

- ギャンブルをするときには、予算や時間の制限を決めない、決めても守れない（Limitless）
- ギャンブルに勝ったときに「次のギャンブルに使おう」と考える（Once again）
- ギャンブルをしたことを誰かに隠す（Secret）
- ギャンブルに負けたときにすぐに取り返したいと思う（Take money back）

UNEを活用したサービスです。



UNEで
ギャンブル等
依存症の
早期発見



【自殺対策事業】

(カード)



(職域向け自殺対策相談窓口普及啓発チラシ)

<img alt="A large, colorful poster from the 'Kumagai City Health Center' (熊谷市こころの健康センター) titled 'こころの健康の向上で 住みいたし職場に!' (Improving mental health leads to a better working environment). The poster features a banner with the title, a man in a suit running, and a woman in a pink top running. Below the banner, a man in a blue shirt and jeans holds a flag with the text '住民一人一人が こころの健康に 関心を持つ' (Everyone cares about mental health). To his right, another man in a blue shirt and tie holds a flag with '従業員が 支えあう行動をとる' (Employees support each other). A central heart-shaped graphic shows two people talking with the text '職場で話せる こころの力?' (Can you talk about your mind at work?). Arrows point from the flags down to a bottom section with the text 'イキイキした 働き方' (Workplace with vitality), '産業性の 向上' (Improvement in productivity), and '生産性の 向上' (Improvement in efficiency). The bottom left corner has a '個別相談 ロコチラ' (Individual consultation) button. The bottom right corner has a phone number '086-803-1274'. The bottom center has the text '埼玉市こころの健康センター 埼玉市立高田町1-1-1' (Saitama City Mental Health Center, 1-1-1 Kōtachi, Toshima-ku, Saitama City). The bottom left corner also includes the text '実施期間 平成24年6月~平成24年8月' (Implementation period: June to August of Heisei 24).</div>

【センターだより】
(R2年度)



(R3 年度)

A collage of various health-related articles from the Gion City website, including sections on mental health, smoking cessation, and dementia support.